

# 大分県社会的養育推進計画2025改定版の概要

- 1. 計画改定の趣旨** : 令和4年改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の改正が行われました。その実現に向けた社会的養育体制の在り方に関し、現状を分析しつつ、令和2年に策定した現行計画を抜本的に見直し、必要な事項を定めました。
- 2. 計画改定の根拠** : 都道府県社会的養育推進計画の策定要領(令和6年3月12日付こども家庭庁支援局長通知)
- 3. 計画期間** : 令和7年度～令和11年度(5年間) ※現行「大分県社会的養育推進計画」(令和2年度から令和11年度)の中間見直し
- 4. 計画の位置付け** : 大分県長期総合計画の部門計画である「大分こどもまんなかプラン(第5期計画)」の社会的養育関係計画
- 5. 計画の内容** : 以下の項目について検討し、①現行計画の達成見込や達成・未達成(見込)の要因分析等のほか、②資源等に関する地域の現状を明らかにした上で、③整備・取組方針及び④評価のための指標を掲載しました。

項目	主な記載内容	主な評価のための指標	主な評価のための指標	
			基準(R5)	目標(R11)
1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	こどもの最善の利益を図るため、 <b>家庭養育優先原則</b> と <b>パーマネンシー</b> (※) <b>保障</b> の理念に基づき行う、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像	—	—	—
2 当事者であるこどもの権利擁護の取組	施設等で生活するこどもや一時保護中のこども等の権利擁護の観点から行う、支援内容の <b>こどもに対する丁寧な説明や意見聴取</b> 等の取組	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	477人	600人
3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	<b>こども家庭センター</b> の整備や <b>家庭支援事業</b> の実施に向けた取組 <b>児童家庭支援センターと連携</b> して行うこどもや家庭等への支援	こども家庭センターの設置数	16か所	20か所
4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組[新]	<b>医療機関や市町村等と連携</b> して行う妊産婦等への支援	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	(1か所)	1か所
5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	施設や里親家庭等での生活が必要となるこども数の今後見込	—	—	—
6 一時保護改革に向けた取組	一時保護所における <b>個室ケアの充実</b> や <b>生活ルールの見直し</b> 等の取組 委託一時保護が可能な <b>里親等の確保</b> や <b>一時保護専用施設の設置</b> に向けた取組	一時保護専用施設の確保数	3か所	5か所
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	<b>パーマネンシープランの作成</b> や児童相談所における親子関係再構築の取組 <b>特別養子縁組</b> の取組(民間機関等との連携)	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	263件	300件
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	里親の <b>リクルート</b> や委託中のこどもの <b>養育支援</b> 等の取組 里親や養育中のこども等に関する一連の支援業務を包括的に行う <b>里親支援センターの整備</b>	里親等委託率(3歳未満) 里親登録(認定)数	66.7% 218組	75.0%以上 280組
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	施設の <b>生活単位の少人数化</b> 等や <b>施設職員の十分な配置</b> に向けた取組 <b>施設の専門性を活かした</b> 、市町村による家庭支援事業等の取組	小規模かつ地域分散化した児童養護施設数	13か所	16か所
10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<b>自立援助ホーム</b> や <b>児童アフターケアセンターおおいた</b> 等による支援 社会的自立後の状況にかかる <b>実態把握</b>	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	(1か所)	1か所
11 児童相談所の強化等に向けた取組	<b>体制整備</b> や <b>人材育成</b> 等の取組 <b>中核市</b> における児童相談所設置に向けた取組	児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準以上	配置基準以上
12 障害児入所施設における支援[新]	小規模ユニット化等の現状や、障がい児を養育する <b>里親等の支援</b>	—	—	—

(※) こどもが、これからずっと続くと感じられる将来の見通しを持った育ちの保障で、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる1人以上の人との「つながり」があり、周りの大人ではなくこども自身が定義するもので、社会的・制度的に認められたもの。